

低炭素建築物新築等計画 変更認定申請手数料

ア 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると区長が指定する者が認めた場合（適合証がある場合）			手数料		
一戸建て住宅(人の居住の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)			1件につき	3,300円	
共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）					
住戸の部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。）	建築物の総戸数が1戸のもの	2～5	1件につき	3,300円	
		6～10	11,000円		
		11～25	19,000円		
		26～50	32,000円		
		51～100	58,000円		
		101～200	93,000円		
		201～300	122,000円		
		301～	134,000円		
	共用廊下等の部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。）	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		1件につき	6,500円
		300㎡超え～1,000㎡		11,000円	
		1,000㎡超え～2,000㎡		18,000円	
		2,000㎡超え～5,000㎡		56,000円	
		5,000㎡超え～10,000㎡		88,000円	
		非住宅の部分（住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。）		1件につき	6,500円
その他の建築物	延べ面積が300㎡以内のもの		1件につき	6,500円	
	300㎡超え～1,000㎡		11,000円		
	1,000㎡超え～2,000㎡		18,000円		
	2,000㎡超え～5,000㎡		56円		
	5,000㎡超え～10,000㎡		88,000円		

イ ア以外の場合（適合証が無い場合）			手数料			
一戸建て住宅	誘導仕様基準による場合		1件につき	15,000円		
	誘導仕様基準以外による場合		1件につき	18,000円		
共同住宅等						
住戸の部分	誘導仕様基準による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	1件につき	15,000円		
		2～5	27,000円			
		6～10	40,000円			
		11～25	56,000円			
		26～50	85,000円			
		51～100	128,000円			
		101～200	184,000円			
		201～300	241,000円			
		301～	278,000円			
		誘導仕様基準以外による場合	建築物の総戸数が1戸のもの	1件につき	18,000円	
			2～5	37,000円		
			6～10	52,000円		
	11～25		74,000円			
	26～50		108,000円			
	51～100		159,000円			
	101～200		221,000円			
	201～300		291,000円			
	301～		342,000円			
	共用廊下等の部分		当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		1件につき	57,000円
			300㎡超え～1,000㎡		72,000円	
			1,000㎡超え～2,000㎡		96,000円	
		2,000㎡超え～5,000㎡		156,000円		
		5,000㎡超え～10,000㎡		205,000円		
		非住宅の部分	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		1件につき	123,000円
300㎡超え～1,000㎡			154,000円			
1,000㎡超え～2,000㎡			198,000円			
2,000㎡超え～5,000㎡			290,000円			
5,000㎡超え～10,000㎡			361,000円			
その他の建築物	延べ面積が300㎡以内のもの		1件につき	123,000円		
	300㎡超え～1,000㎡		154,000円			
	1,000㎡超え～2,000㎡		198,000円			
	2,000㎡超え～5,000㎡		290,000円			
	5,000㎡超え～10,000㎡		361,000円			